

新しい制度の主な内容

◆対象者（対象となるとき）

県内の市町村に居住する

- ① 75歳以上の人（75歳誕生日から）
- ② 65歳以上で寝たきり等の一定の障害がある人（広域連合の認定を受けた日から）
- ③ 県外に居住する人で①②に該当する人が県内の市町村に転入してきたとき。

※現在、「老人保健制度」で医療を受けている人は、引き続き後期高齢者医療制度の対象者となります。

◆**保険証**
被保険者全員に「後期高齢者医療制度」独自の保険証を二枚ずつ交付します。

◆医療を受けるときの一部負担

これまでの老人保健制度と同様、1割（現役並み所得者は3割）負担となります。

◆保険料の決定

医療費総額のうち、病院等で支払う一部負担金を除いた額の約1割に相当する額が被保険者からの保険料

となります。保険料は原則として県内同一基準で算定されます。

※保険料の具体的な算定基準は、決定次第、広報等でお知らせします。

◆保険料の負担

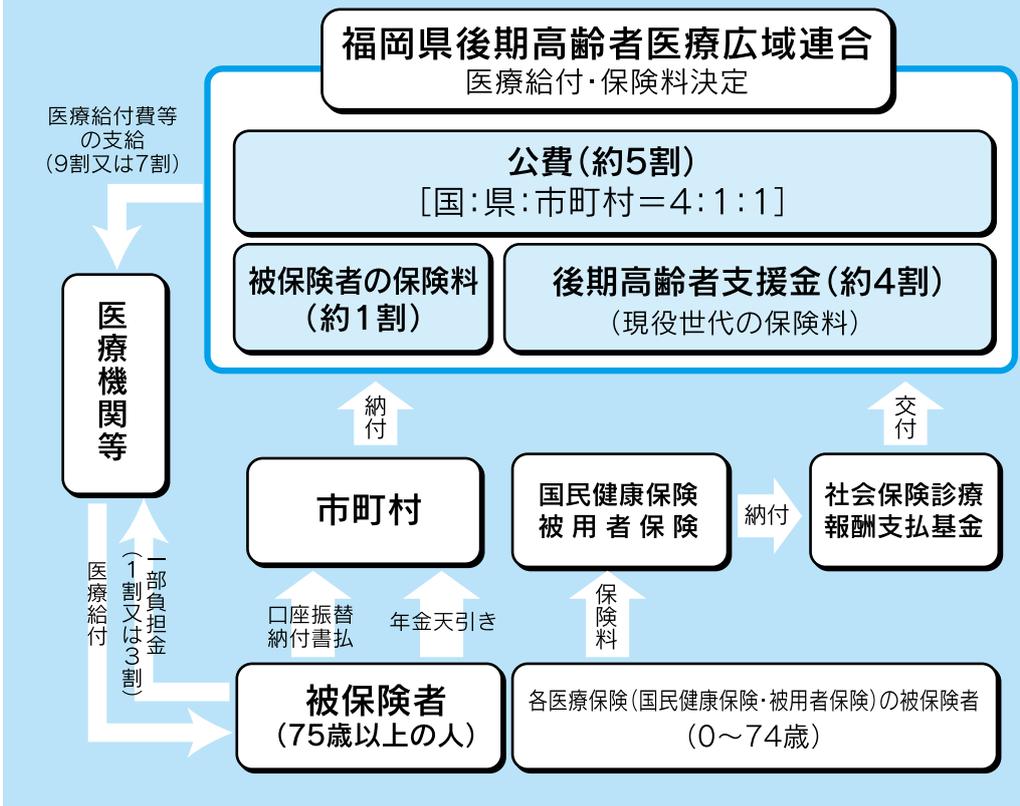
原則として年金から徴収（天引）されます。また、これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の人も保険料を納付していただきます。

◆後期高齢者医療制度で受けられる主な給付

- ① 療養の給付費（入院及び外来の治療費等）
- ② 入院時食事療養費（入院時の食費）
- ③ 入院時生活療養費（療養病床入院時の食費・居住費）
- ④ 高額療養費（1か月に払った自己負担が限度額を超えた際の給付費）
- ⑤ 訪問看護療養費（訪問看護を利用した際の利用料）
- ⑥ 療養費（器具の購入費等）
- ⑦ 移送費（緊急の入院や転院の際の移送費用）

後期高齢者医療制度の運営の仕組み

(図2)



◆高額介護合算療養費（新設）

医療費の自己負担金と介護保険サービスの利用料の年間合計額が、所得に応じて設定される限度額を超えた方が支給されるようになります。

詳しい内容についてはお問い合わせは

保険環境課医療介護保険係

TEL 65・1097

福岡県後期高齢者医療広域連合

062・951・3111